

# 仕 様 書

建設局土木管理部土木管理課

(担当 藤井、大野 電話 222-3591)

件 名	電気通信サービスの調達（新十条通管理用）
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>サービス提供者（本契約により本市にサービスを提供する者をいう。以下同じ。）は、本仕様書及び契約書その他の規定に基づき本市に標記サービスを提供すること。</p> <p>1 品目 交通流監視カメラシステム用接続サービス</p> <p>2 サービスの要件 サービスは以下のとおりとし、サービス提供に必要な配線工事、接続後の通信確認及び調整等を含む。</p> <p>ア 要件</p> <p>(ア) 回線速度 5 Mbps（帯域確保型、閉域網利用）の光ケーブル等によるVPN（Virtual Private Network）回線であること。</p> <p>(イ) 回線終端装置を提供すること</p> <p>(ウ) 次の技術的要件によること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターフェイス：10BASE-T、100BASE-TX</li><li>・通信モード：全二重・半二重（固定）</li></ul> <p>(エ) 品質保証（SLA）を提供すること。 （遅延時間、稼働率、故障通知時間、故障回復時間について一定値を保証し、保証値を下回った場合は利用料金を返金するもの）</p> <p>(オ) ネットワークはL2、L3いずれのレベルでもかまわない。</p> <p>イ 接続をする拠点</p> <p>(ア) 十条換気所（3階管制室） 京都市伏見区深草中川原町13-7</p> <p>(イ) 京都市南部土木みどり事務所（2階執務室） 京都市南区東九条上殿田町70-2</p> <p>3 保守等</p> <p>(1) 障害連絡 回線の異常等によりサービス提供ができない場合には、30分以内に本市へ通知すること。</p> <p>(2) 障害対応 サービス障害に対しては24時間365日対応することとし、1</p>

時間以内に回復させること。

(3) 窓口等

サービス提供者は、契約締結後速やかに保守等に関する連絡窓口の連絡先を提出すること。

4 支払方法

(1) 支払時期

サービス提供者が約款等で定める暦月 1 か月以内の期間（以下「料金算定期間」という。）を対象とする料金（以下「月額料金」という。）を、料金算定期間終了後サービス提供者の請求により支払う。

(2) 料金返還の場合の取扱

2ア(エ)のSLA条項により利用料金が返還となる場合は、サービス提供者は当該月額料金から差し引いて本市に請求するものとする。

(3) 利用期間が料金算定期間の中途となる場合。

利用期間が料金算定期間の中途からとなった場合は、当該機関の料金は日割りで計算をすること（初期費用を除く）。

5 その他

- ・ サービス提供者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86条）第9条の規定により総務大臣の登録を受けた者であること。
- ・ 提供されるサービスは電気通信事業法及び関係法令の規定に適合したものであること。
- ・ 引込工事等の作業を行うために施設内に立ち入る場合は、事前に担当者と協議を行うこと。
- ・ 作業により発生した配線くず、廃材等については法令に従い適切に処分すること。
- ・ 施設内作業において施設内の器物等に損害を与えた場合は、請負者の負担により原状に復旧すること。
- ・ 本業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ・ 本サービスの全部、または主要部分を他の事業者へ再委託することは認めない。

【提出方法ほか】

- (1) 見積書の宛名は「京都市長」とし、見積年月日、担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を明記してください。
- (2) 見積書は原本郵送、FAXまたはメールのいずれかにて送付してください。
- (3) 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載してください。
- (4) 原則、契約予定相手方のみ連絡を差上げます。
- (5) FAXでの送付時は宛先（大野）が分かるよう送付をお願いします。

【問合せ及び見積送付先】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局土木管理部土木管理課（京都市役所分庁舎3F）

担 当：大野、藤井

電 話：075-222-3591（河川整備課番号）

F A X：075-213-1213（河川整備課番号）

E-mail：onoci220@city.kyoto.lg.jp（大野宛）